

電子決済特急券取扱規則の一部改正（2024年2月20日九州旅客鉄道株式会社公告第21号）

電子決済特急券取扱規則（2021年12月27日九州旅客鉄道株式会社公告第7号）の一部を次のように改正し、2024年4月1日から施行します。

現行	改正														
(前略)	(前略)														
<p>(払いもどし)</p> <p>第18条 払いもどしは使用開始前で決済から2時間以内のものに限り、発売駅で取り扱います。</p> <p>2 払いもどし手数料は一件の決済につき220円とし、当社は旅客が払いもどし手数料を決済アプリで決済したことを確認したうえで、当該電子決済特急券の発売額を決済アプリに払いもどすこととし、現金等他の方法による払いもどしは行いません。</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、旅客の事情等により、発売駅とは異なる電子決済特急券取扱駅で払いもどしを行うときは、旅客の申告に基づき使用していないことについて係員がその事実を認めたときは、前項により払いもどしができることがあります。</u></p>	<p>(払いもどし)</p> <p>第18条 払いもどしは使用開始前で決済から2時間以内のものに限り、発売駅で取り扱います。</p> <p><u>2 第1項の規定にかかわらず、係員無配置駅で電子決済特急券を購入した場合、旅客の申告に基づき当該電子決済特急券を使用していないことについて係員がその事実を認めたときは、発売駅とは異なる電子決済特急券取扱駅で取り扱います。</u></p> <p><u>3 払いもどし手数料は一件の決済につき220円とし、当社は旅客が払いもどし手数料を決済アプリで決済したことを確認したうえで、当該電子決済特急券の発売額を決済アプリに払いもどすこととし、現金等他の方法による払いもどしは行いません。</u></p> <p><u>4 その他旅客の事情等により事情やむを得ないと認められる場合、第2項及び第3項の規定を準用し払いもどしを行うことがあります。</u></p>														
(中略)	(中略)														
<p>別表2（第11条） 設定及び利用可能区間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>線区</th> <th>区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿児島本線</td> <td>門司港・<u>博多</u>間</td> </tr> <tr> <td>日豊本線</td> <td>小倉・行橋間</td> </tr> </tbody> </table>	線区	区間	鹿児島本線	門司港・ <u>博多</u> 間	日豊本線	小倉・行橋間	<p>別表2（第11条） 設定及び利用可能区間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>線区</th> <th>区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿児島本線</td> <td>門司港・<u>鳥栖</u>間</td> </tr> <tr> <td><u>長崎本線</u></td> <td><u>鳥栖</u>・<u>佐賀</u>間</td> </tr> <tr> <td>日豊本線</td> <td>小倉・行橋間</td> </tr> </tbody> </table>	線区	区間	鹿児島本線	門司港・ <u>鳥栖</u> 間	<u>長崎本線</u>	<u>鳥栖</u> ・ <u>佐賀</u> 間	日豊本線	小倉・行橋間
線区	区間														
鹿児島本線	門司港・ <u>博多</u> 間														
日豊本線	小倉・行橋間														
線区	区間														
鹿児島本線	門司港・ <u>鳥栖</u> 間														
<u>長崎本線</u>	<u>鳥栖</u> ・ <u>佐賀</u> 間														
日豊本線	小倉・行橋間														

現行	改正
(以下略)	(以下略)